

(写)

令和3年(2021年)2月18日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行

地域保健及び地域福祉の施策について (答申)

標記のことについて、令和2年(2020年)2月14日付け箕健政第225号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

全国的に超高齢化、生産年齢人口の減少の中で、医療費や介護にかかる費用の増大と相まって、介護と育児を同時に抱えるかたや、介護が必要な80代の高齢の親と仕事を持たない50代の子が同居する生活困窮世帯の増加、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右される貧困の連鎖など、重層的・複合的な課題を抱える住民の増加に伴い、住民の福祉ニーズも多様化しています。

また、社会経済環境の変化により、現在の高齢福祉、障害福祉、児童福祉などの公的サービスの制度の狭間で生きづらさを抱え、社会的孤立状況にある住民が増加する一方で、「相身互い」、「お互いさま」といった地域の相互扶助に対する住民意識は希薄になり、コミュニティの基盤も脆弱化しています。

そのような中、国においては、生活困窮者自立支援や成年後見制度の利用の促進、再犯防止の推進等について法制化され、厚生労働省が平成29年2月に公表した「地域共生社会の実現にむけて(当面の改革工程)」では、平成29年度の介護保険制度の見直し、平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定など、2020年代初頭に「地域共生社会」の全面展開を目指した改革のスケジュールが示されました。平成30年4月及び令和2年6月には社会福祉法の一部が改正され、「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

箕面市においては、現在、全国平均よりも後期高齢化の速度が速く、その一方で生産年齢人口は横ばい状態のため、今後ますます医療費及び介護費等の負担の増大が見込まれます。

以上の状況をふまえ、今回策定する「第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、「我が事・丸ごと」の地域共生社会のさらなる実現に向け、高齢者に限らず、障害者や子どもを含めた地域のすべての住民が地域のすべての関係者によって支えられるような、支え合いの地域づくりを推進することが必要です。また、「第6期箕面市障害福祉計画・第2期箕面市障害児福祉計画」においては、サービス基盤の整備やハード・ソフト両面に渡る社会的障壁の除去に努め、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活できるよう、地域での包括的な支援体制の構築に取り組むことが必要です。両計画の実績評価・進捗管理については、関係機関等と議論を進め、広く市民への周知が必要であると考えます。

なお、それぞれの計画策定・推進にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。

共通 高齢者・障害者施策に関すること

包括的支援による地域共生社会の実現

個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさや生活課題が複合・複雑化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

住民が抱える生活課題に対して、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の二つのアプローチを支援の両輪として取り組む必要があります。

また、支援を行っていくうえで、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」について、一体的・重層的に取り組むことが求められます。

高齢者施策に関すること

1. 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることをめざし、要介護状態等となることをできる限り防ぎ、また要介護状態等になってもなるべく悪化しないよう、継続して介護予防・重度化防止の取組を推進することが重要です。

また要介護認定を受けるかたの原因疾患としては、筋骨格の病気、悪性新生

物に加えて、生活習慣病が多くを占めることから、運動や外出しやすい環境づくりにより生活習慣の改善を図るなど、介護予防を意識した健康づくりの取組を推進することが必要です。特に、令和2年（2020年）4月に改正施行された高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、これまでの介護予防の取組と連携した疾病予防・重症化予防の取組を進め、地域の通いの場においても、これらの取組の充実を図ることが必要です。

2. 認知症施策の推進

今後認知症のかたの増加が見込まれることから、さらなる認知症施策の強化を目的として、令和元年（2019年）6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症施策推進大綱では、認知症になっても住みやすい社会を形成する「共生」と、発症や進行を遅らせる「予防」を車の両輪に位置付けつつ、1）普及啓発・本人発信支援、2）予防、3）医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、4）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5）研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱が掲げられています。箕面市においては、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の発症時期や段階に着目し、予防、早期発見・早期対応、共生に向けて、各段階の対象者の状態像に合わせた認知症施策に取り組む必要があります。

障害者施策に関すること

1. 地域生活を支える基盤整備や機能の充実

地域生活支援拠点については、既存の社会資源を活用し、令和2年度（2020年度）に「面的な整備」としてその機能の一部が位置づけられました。

障害者やその家族にとって、重度化・高齢化や「親亡き後」の暮らしを見据えた、緊急時の相談・受け入れ体制等のための機能を備える地域生活支援拠点等への期待は非常に大きいものがあります。引き続き地域の実情やニーズの把握に努めるとともに、必要な機能の水準やその充足状況について検証及び検討を重ね、障害者が安心して地域で自立生活や社会参加ができるよう地域生活支援拠点等やサービス提供基盤等の体制整備を進める必要があります。

また、（仮称）箕面市立ワークセンター小野原の整備を進めるとともに、箕面市立あかつき園の建替に向けて必要な機能の検討を進め、日中活動の場をはじめとする障害者が暮らすための地域資源のさらなる充実に努める必要があります。

2. 障害者差別解消の取組の推進

平成 28 年（2016 年）の障害者差別解消法施行から 4 年が経過し、国において同法の見直しの検討がなされています。また、大阪府障がい者差別解消条例の改正により、府内では令和 3 年 4 月から事業者による合理的配慮が義務化されることになりました。これらの状況をふまえ、この間の課題を整理するとともに、今後の取組を検討する必要があります。

また、箕面市内においてもいまだ差別事象が発生している状況をふまえ、地域におけるさらなる啓発や理解促進に取り組む必要があります。